

## 調達価格等算定委員会（第46回）

### 議事要旨

#### ○日時

令和元年9月24日（火）15時00分～16時30分

#### ○場所

経済産業省本館17階第1～3共用会議室

#### ○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

#### ○事務局

山崎省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

#### ○議題

（1）国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案

#### ○議事要旨

- 山内委員長及び高村委員長代理より、8月5日に非公開の第45回調達価格等算定委員会を開催したことの説明があった。また、同委員会においては、入札制度の趣旨が事業者間の競争によるコスト低減を促し、費用効率的な水準での事業実施を実現していくことにある点を踏まえ、特に前回までの入札結果と、今回対象を拡大した500kW以上の事業用太陽光発電のコスト動向の分析を通じて、直近の市場の競争状況を上限価格の設定に反映させるといった考え方に沿って審議し、上限価格を14.0円/kWhと決定した旨の説明があった。

（1）国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案

（全体のフレームワーク・総論）

#### 委員

- 事務局の提案に異論はない。
- 事務局から提案された「国際水準へのコスト低減に向けた更なる課題分析や取組の強化」を是非進めてほしい。再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、買取り

による支援を効率的に行いながら、民間投資を喚起して導入拡大を図っていくことが重要である中で、事業コストの引上げ要因をしっかりとチェックするタイミングに来ているのではないか。こうしたコスト分析は、調達価格等の設定においても必要であるが、再生可能エネルギーの制度改革の議論にもフィードバックしていく必要があるのではないか。

- 今年度の本委員会は FIT 制度の抜本改革との整合性を確保しながら検討を進めていくものと理解した。再生可能エネルギーの将来の方向性が決まっていく重要な時期に差し掛かっている。
- 太陽光発電設備の廃棄について、国民からの視線は厳しい。国民にとって「有用な電源」と言えるためには、廃棄等費用の積立てが重要である。また、持続可能性の観点からは、リサイクルのループを構築することも必要となってくる。
- 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てについて、今年度の本委員会で、廃棄等費用確保 WG の議論を踏まえた検討を行うことに異論はない。健全な廃棄を担保するため、どのような処理システムを前提とするのか。そのうえでの効率的に実施するための費用を確保する方策を議論するということになる。事務局には一定程度具体的な仕組みを示していただきながら、検討を進めていきたい。
- 発電側基本料金の調整措置について、再エネ大量導入・次世代電力 NW 小委員会の中間整理で取りまとめがされており、これを原則として議論するということかと思うが、最終的には本委員会で決定するものと理解している。
- 発電側基本料金の調整措置については、国民負担を抑制しつつ、再エネ発電事業者がいかにか納得できる制度にするかというバランスの中で検討していくこととなるが、最終的には、再生可能エネルギーが主力電源となるために必要な措置を考えていく必要がある。
- 既認定案件に対する発電側基本料金の調整措置について、再エネ大量導入・次世代電力 NW 小委員会の中間整理では、「制度上の利潤配慮がなされていないものについては調整措置を置くことを検討する」としている。この記載の趣旨に基づき、「利潤配慮期間の太陽光発電には調整措置を置かない」という方向で検討を進めてほしい。
- 既認定案件に対する発電側基本料金の調整措置について、再エネ大量導入・次世代電力 NW 小委員会での検討においても、具体的な調整措置の要件や調整の程度については意見が分かれていたと理解しており、本委員会で引き続き検討を行うものと認識している。発電側基本料金が事業に与える具体的な影響も含めて検討を行う必要があるのではないか。

## 委員長

- 事務局の提案に異論はなかった。

- FIT 制度の抜本見直しとの関係については、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会での議論と整合的に進めていくことを確認した。すなわち、①現行の FIT 制度でも導入できる点は反映し、②新制度の適用があり得る点は慎重に取り扱うという方向で議論を進めることでまとまった。2021 年度、2022 年度の複数年度価格設定については、具体的に価格設定を行わず、方向性のみ議論することに異論がなかった。
- 他の審議会から検討を要請されている事項について、太陽光発電設備の廃棄については、廃棄等費用確保 WG での議論や想定されている仕組みを踏まえて検討する方向でまとまった。
- 発電側基本料金の調整措置について、細部では委員の意見は異なっているものの、本日の委員会で具体的決定がされたわけではなく、今後議論を行っていくという方向性には同意が得られた。
- 委員から、コスト分析をより深掘りする必要がある、分析結果を他の委員会での議論に波及させていくべきではないかとの指摘があった。

(太陽光発電・風力発電)

#### 委員

- 事務局の提案に異論はない。
- 事業用太陽光発電について、「全てを入札対象としていく」という原則は堅持すべきである。現在の「500kW 以上」という範囲が当面の間のものであることに鑑みると、案件の形成状況も踏まえながら、「250kW 以上」へと拡大することは非常に自然な選択肢であり、検討すべきではないか。
- 事業用太陽光発電については、原則として入札対象範囲を拡大するものと理解している。対象拡大の検討の際には、地域で活用されている案件にも配慮する必要があるのではないか。
- これまでの入札制度の運用の中で、事業者の入札行動を通じて現在の発電コストの水準が明らかになるという意味での価格発見効果が見られた。
- 第 4 回太陽光入札で応募容量が募集容量を下回ったことについて、競争性の観点からどのように評価するのは重要な論点である。着実に導入量を増加させて、全体としてコスト低減を図るという基本的な考え方を踏まえ、入札制度の仕組みそのものを検討する必要があるのではないか。
- 入札対象範囲外の事業用太陽光発電について、今後も現在の FIT 制度による買取りを続けることが適切か。地上設置の低圧太陽光発電が大量に存在する中で、社会的なトータルコストの観点や、いわゆる分割案件に対する規制が難しいことを踏まえると、地域で活用されている電源に限定して買い取ること、住宅用太陽光発電のような余剰買取りとすることなどを検討すべきではないか。入札対象範囲外の制度設

計により、入札の対象から外れることの意味合いが変わってくるため、入札対象範囲の検討に当たってはこうした視点と併せて議論する必要がある。

- 地域活用電源とは、レジリエンスや自家消費に資するものと考えており、太陽光発電も含まれ得るものである。太陽光発電の地域活用を促すためには、これまでの事業形態も踏まえると、一定の要件設定により、ルーフトップ型設備の導入を促進していくことが良いのではないか。
- 風力発電について、入札制導入の可能性を検討することに異論はない。他方で、風力発電は太陽光発電と比べて、リードタイムが長く、導入が進んでおらず、環境アセスメントが必要といった制度的課題の点で性格が異なる。こうしたことを踏まえた上で、着実に導入を拡大させながらコスト低減を図るために、どのような制度が望ましいか。入札制を選択肢として議論することに異論はないが、それ以外の選択肢も含めて検討すべきではないか。
- 洋上風力発電について、発電コストを低減させるための事業環境整備が必要ではないか。例えば、同じ海域で複数事業者が重複して環境アセスメントを実施している状況については、改善の余地があるのではないか。

#### 委員長

- 事務局の提案に異論はなかった。
- 事業用太陽光発電の入札対象範囲の拡大について、委員から、①第4回太陽光入札で応札容量が募集容量を下回ったことや、②制度の隙間が発生しないようにすることなどについて指摘があったが、現実を踏まえて議論をしていく方向でまとまった。
- 入札対象範囲外の事業用太陽光発電は、地域活用を促すため、例えば、自家消費案件など、地域に便益をもたらす案件にFIT制度の対象を限定していく方向での議論があった。今後再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会で詳細の検討が進められるが、この検討を注視し、2020年度の区分や価格算定に反映すべき事項があれば、今年度の本委員会でも議論を進めたい。
- 風力発電の入札制導入については、委員から、太陽光発電と風力発電の違いやコスト低減を促す事業環境整備について指摘があった。その上で、①2021年度の陸上、②2020年度の新法外の着床式洋上について、FIT制度の抜本見直しとの関係や案件の形成状況を踏まえながら、早期に入札制を導入する方向で議論することがまとまった。

(地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電)

#### 委員

- 事務局の提案に異論はない。
- 国際動向も併せて確認しながら、足下のコストだけではなく、将来的な自立化を果

たし得る電源であるかどうか議論を行いたい。

- FIT 制度の対象としているコストのバウンダリーについても、慎重に検討を行ってはどうか。地域に貢献し得る電源であるからこそ、支援の役割分担が重要である。再生可能エネルギーの導入を止めることは望まないが、様々な発電形態がある中で、コスト構造の精査を行う必要があるのではないか。
- 実際のコストに応じて調達価格を設定する場合、「自らの高コストをアピールすることで、高い調達価格が設定される」こととなり、制度として疑問がある。コストの高い電源を FIT 制度により社会で支える価値があるのか、議論が必要ではないか。
- 「開発段階に大きなリスクのある電源には、高い調達価格を設定しなければ導入が進まない」という議論があるが、開発が成功した時には高い価格で買取りがされる一方で、開発に失敗すると支援が受けられない、という制度は導入促進に資さないのではないか。開発段階に大きなリスクのある電源を FIT 制度や FIP 制度で支援することが適切か、検討する必要がある。
- 区分設定の議論は、一定の要件設定を行うという議論と類似している。地熱発電や中小水力発電の区分設定は、新設やリプレースのそれぞれについて、地域活用電源の議論と併せて、検討を深める必要がある。また、バイオマス発電の区分設定は、燃料の持続可能性の検討の進捗を見ながら、議論を進める必要がある。
- 地域活用電源に関する制度を具体化していくため、①一定のボーナス設定か、要件設定か、②どのような要件を設定するか、といった点について、別の委員会の議論も踏まえて検討する必要がある。
- バイオマス発電の燃料の持続可能性については、バイオマス持続可能性 WG で検討が進んでいる。海外から輸入された持続可能性のない燃料を FIT 制度の国民負担で買い取ることが適切か、引き続き検討が必要ではないか。

## 委員長

- 事務局の提案に異論はなかった。委員からは、将来のコスト低減、コストのバウンダリー、長期的な視点に立った支援の仕方に関する指摘があった。
- 地熱発電や中小水力発電の 2022 年度の取扱いについて、具体的な価格算定は行わず、方向性のみ議論することでまとまった。委員からは、新設とリプレースのそれぞれの区分について検討を行うべきとの指摘があった。
- バイオマス発電について、①2020 年度の取扱いを決定する必要がある一般木材等バイオマス発電・バイオマス液体燃料は、今年度の委員会で具体的な取扱いを決定し、②既に 2021 年度までの取扱いを決定しているその他のバイオマスは、具体的な価格算定は行わず、方向性のみ議論することでまとまった。委員からは、燃料の持続可能性の問題に関する意見があった。
- バイオマス発電の地域活用の促進に向けては、例えば、地域の燃料を利用する案件

や熱電併給案件など、地域に便益をもたらす案件にFIT制度の対象を限定していく方向性で議論が行われた。今後再エネ主力化小委で詳細の検討が進められるが、この検討を注視し、2020年度の区分や価格算定に反映すべき事項があれば、今年度の本委員会でも議論を進めたい。

- 各電源別の議論に入る前に、次回の委員会では、業界団体からのヒアリングを行えるよう、事務局には準備をお願いしたい。
- 「調達価格等算定委員会の公開について（改訂案）」を了承した。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365